

農地法第4条及び第5条許可申請書添付書類(4ha以下)

◆許可申請書: 1頁(様式3-1又は-2)、2頁(様式3-3)は、各1部提出のこと

◆添付書類: 各1部

※各機関発行の証明書等は申請日前**6か月以内**のものとする。

◆締切日は、「農地法許可申請・許可書交付スケジュール」をご確認ください。

| No. | 添付書類 | 備考 |
|-----|------------------------------|---|
| 1 | 委任状(自署又は記名) | 行政書士等の代理人が申請等を行う場合 |
| 2 | 確認書(自署又は記名) | 行政書士等の代理人が申請等を行う場合 ※委任状に転用実行者が申請書記載内容を承知している旨の記載があれば不要 |
| 3 | 住民票(抄本) | 4条は、本人の住民票 5条は、譲受人・譲渡人の住民票 |
| 4 | 法人の登記事項証明書若しくは定款・寄附行為又は規約の写し | 法人の登記事項証明書は原本添付 定款・寄附行為又は規約は、原本証明をすること |
| 5 | 土地の登記事項証明書 | 全部事項証明書(原本) 甲区欄に受人以外の所有権移転仮登記が設定されている場合は、その権利者の承諾書(印鑑証明添付) |
| 6 | 位置図(縮尺10,000分の1程度) | 市役所、駅、その他最寄りの公共施設から申請地までの直線距離を表示 |
| 7 | 案内図(付近状況図) | 任意様式の地図に対象地を朱書きで表記 |
| 8 | 公図の写し | 該当地に「申請地」と記入し、隣接する土地の地番・地目を記入 |
| 9 | 配置図及び土地利用計画図 | 建設しようとする建物又は施設の面積、位置を表示する図面で道路、用水排水計画等を附記したもの(セットバックが必要な場合は、必ず後退線を記入) |
| 10 | 転用行為にかかる経費の明細書 | 施設建築費、土地購入費、土地造成費などの見積書等の写し ※植林の場合は、苗木などの見積書・販売証明書等 |
| 11 | 転用行為を行うのに必要な資力等を確認する書面 | 残高証明書・融資証明書(原本)、預貯金通帳の写し(申請者本人のものに限る。要通帳持参、3か月以内記帳。)等 |
| 12 | 農用地区域及び土地改良区域確認書 | 申請地を農振農用地区域から除外した場合、転用目的と除外理由は一致していること(確認書は、市役所第二庁舎農政課で発行) |
| 13 | 平面図・縦断図・横断図 | 地下資源採取及び一時転用による埋立・盛土の場合 |
| 14 | 農地復元計画書 | 一時転用の場合 |
| 15 | 耕作者等の同意があったことを証する書面 | 申請に係る農地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権等転用行為の妨げとなる権利を有する者がいる場合には、その者の同意書 |
| 16 | 所有者の同意があったことを証する書面 | 所有権以外の権原に基づいて申請する場合は所有者の同意書 |
| 17 | 所有者であることを証する書面 | 申請者が土地全部事項証明書に記載された所有名義と異なる場合 (例) 相続登記が未済の場合 → 戸籍謄本、相続関係図、遺産分割協議書写し等 住所変更の場合 → 前住所記載の住民票、戸籍の附票等 |
| 18 | 土地改良区の意見書 | 申請に係る農地が土地改良区の地区内にある場合 ※群馬用水・富士見北橋・赤城西麓・古巻中部土地改良区の意見書を添付 |
| 19 | 水利権者の同意書 | 水利組合水路へ流入する場合 ※排水を側溝へ流入する場合は土木管理課への占用申請書の写し |
| 20 | 業者登録証の写し | 宅地建物取引業者免許証、砂利採取業者登録証等 |
| 21 | 関連許認可・届出書の写し | 当該事業に関連して、法令に定めるところにより許認可等を要する場合には、許可書の写しを添付 |
| 22 | 単独申請行為該当事由を証する書面 | 連署しないで法第5条の規定による許可申請をする場合(競売期日の調書、公売の売却決定通知書、遺言書等の写し) |
| 23 | その他参考となるべき書類 | 農業委員会、知事等が必要と認めて提出を求めた場合 |

裏面に続く

「転用許可申請書」作成上の留意事項

(1) 申請地が小作地等に該当する場合は、以下の措置が必要です。

- ア 賃貸借の場合は、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知が必要となります。
- イ 使用貸借の場合は、農地使用貸借契約の合意解約書が必要となります。

(2) 申請地の一部面積を使用する場合は、求積図を添付してください。

(3) 資材置場・駐車場を目的とする転用申請を行う場合

- ア 土地利用計画図に資材ごとの面積、数量又は駐車面積、駐車台数を明記してください。
- イ 転用目的以外に使用しない旨を記載した誓約書を必ず添付してください。

(4) 太陽光発電の設置を目的とする転用申請を行う場合

- ア 土地利用計画図に太陽光発電設備の配置、フェンス、標識の位置、発電出力、パネル枚数、排水計画等を明記してください。
- イ 太陽電池のモジュール及びパワーコンディショナーの仕様、出力、定格容量並びに架台の仕様を確認できる資料を添付してください。
- ウ FIT認定を必要とするものは、経済産業省の「事業計画認定通知書」の写し、FIT認定を必要としないものは、「電力売電契約書」等の写し及び事業スキームの説明資料を添付してください。
- エ 周辺農地の営農条件への被害防除対策、施設稼働後の維持管理（清掃・除草等）方法、防災防犯計画（災害・盗難対策等）の説明資料を添付してください。
- オ 令和2年1月1日から、「渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」が施行され、自然環境や景観、生活環境を守るために指定する保全地区における太陽光発電設備の設置又は一定の面積を超える太陽光発電設備の設置は、許可申請が必要となります。必ず環境森林課へ事前相談してください。

(5) 埋立て等による農地改良を目的とする転用申請を行う場合

- ア 残土証明書、申請地隣接地権者及び自治会長の同意書、農地の埋立てに関する計画書、作付計画書、事業計画書を添付してください。

(6) 建売住宅用地を目的とする転用申請を行う場合

- ア 工程表を添付してください。

(7) 特定建築条件付売買予定地を目的とする転用申請を行う場合

- ア 工程表を添付してください。工程表には、分譲地として販売する期間、また分譲地として販売できなかった残余の土地に自ら住宅を建築する時期と建築完了までの期間を明記してください。
- イ 転用事業者と土地購入者との間における売買契約の一般的な契約書案を添付してください。

(8) 植林用地を目的とする転用申請を行う場合

- ア 土地利用計画図に通作距離、樹木種類、本数、隣地との距離等を明記してください。